

第 10 回

水上村農業委員会総会

議事録

令和6年（2024年）10月10日
水上村農業委員会

第9回水上村農業委員会総会議事録

1. 令和6年（2024年）10月10日第10回農業委員会総会のため、農業委員及び推進委員を水上村役場会議室に召集する。

1. 出席委員は次のとおりである。（10名）

席番号	氏名	席番号	氏名
1	藤田円香	6	那須利八
2	松田一洋	7	山本広樹
3	藤原珠美	9	椎葉仁吏
4	内田真治	10	川内ひと実
5	尾前重徳	12	川原隆治

1. 欠席委員は次のとおりである。（2名）

席番号	氏名
8	愛甲純一
11	五家一久

1. 関係者の出席を求めたもの。

産業振興課長兼務農業委員会事務局長 田代 浩幸

1. 本会議の書記は次のとおりである。

農業委員会事務局 打越 理瑛

1. 会議議案は次のとおりである。

議案第27号 非農地証明の交付申請について

議案第26号 農用地利用集積計画の決定について

議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第30号 農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画
の意見について

1. 会議内容は次のとおりである。

日 時：令和6年10月10日
場 所：水上村役場「大会議室」

事務局 ご起立ください。よろしくお願いします。ご着席ください。
それでは会長、ご挨拶と総会の進行をよろしくお願いいたします。

議長 皆さん、こんにちは。

(会長挨拶)

では、ただ今から令和6年第10回農業委員会総会を開会いたします。

愛甲委員と五家委員より欠席届が出ておりますのでご報告します。

議事録署名委員を指名します。

3番藤原委員、7番山本委員にお願いします。

それではさっそく議事に入りたいと思います。

議案第27号非農地証明交付申請についてを上程いたします
それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、説明いたします。

2ページをご覧ください。

番号1です。

申請人は資料をご確認ください。

土地の所在は、湯山字中本野にある土地1筆です。本野公民館の南西に位置します。台帳地目は田で現況は原野、面積は54m²です。

申請理由といたしましては、耕作不適当等のやむを得ない事情により耕作放棄され、自然かい廃し、今後農地としての復元が困難であり、農地として利用される可能性がないということでこの非農地証明が申請されております。

資料3ページには申請地の位置を、4ページには現地の写真を添付しておりますのでご覧ください。10月8日に現地を確認して、非農地であると確認したところです。

議長 この件について、1番藤田委員、11番川内推進委員に現地調査を行っていただいておりますので、結果について1番藤田委員に報告をお願いします。

藤田委員 10月8日に川内委員と事務局立ち会いのもと現地調査を行いました。

事務局からも説明があったとおり全て湯山中本野に位置する土地です。現地は、かい廃し、原野となっておりました。

農地への復旧が困難と判断いたしましたので、水上村非農地証明事務取扱基準及び現地調査の結果、非農地として証明することで問題ないと思います。

以上、報告を終わります。

議長 ただいまから、質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。質問、意見等はございませんか。

(意見なし)

意見がありませんので、非農地証明を決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議案第27号については、全員賛成でございますので、許可と決定いたします。

では次に、議案第28号農地利用集積計画についてを上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは議案第28号農地利用集積計画の決定についてを説明いたします。

5ページをご覧ください

番号1です。

借受人、貸付人は資料のとおりです。土地の所在は、岩野字西ノ園にある農地2筆です。

地目は台帳及び現況とも田で、面積は合計1,579m²です。

場所については、6ページをご覧ください。

里坊公民館の東に位置します。5ページにお戻りください。

申請理由は、賃借権の新規設定で、契約期間は5年です。

経営面積は表示のとおりです。

利用目的は水稻、賃借料は物納で、全部で玄米100kgです。

以上のとおりですが、

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、

①農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。

②利用権の設定等を受けた後において、備えるべき要件である、

イ. 耕作又は用畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、耕作又は養畜の事業を行うと認めること。

ロ. 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

ハ. 対象農地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行う

事ができると認められること。

③対象農地の関係権利者すべての同意が得られていること。
以上の各要件を満たしていると思われます。説明は以上です。

議長 ただ今の事務局の説明について、何か異議はありませんか。

(意見、異議なし)

異議がありませんので、許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第28号については、計画のとおり意見決定します。

議案第29号、農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。

事務局より説明お願いします。

事務局 それでは、説明いたします。

7ページをご覧ください。

番号の1です。

譲渡人、譲受人は資料をご確認ください。

土地の所在につきましては、岩野字石原にある農地1筆となります。

地目は台帳は田。現況についても地目は田ですが、現在は休耕しています。面積は合計1,230m²です。

場所につきましては8ページをご覧ください。

旧岩野小学校の東側に位置します。

また、9ページには現地写真を載せておりますので併せてご覧ください。

7ページに戻っていただきまして、

申請理由は、譲渡人の申出による所有権の移転（譲渡）でございます。

作付（予定）作物は、水稻です。農地を農地として利用するので、特に近隣農地に影響を与えることはないものと考えております。

経営面積及び稼働人員・自作小作の別は表示のとおりです。

以上のとおりでございますが、農地法第3条第2項及び許可基準に農地等の所有権移転等の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合にはすることができないとされています。

まず、小作地につき小作者以外が取得する場合、

1号の取得後に効率的に耕作等を行うと認められない場合、

2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得しようとする場合、

3号の信託の引き受けによる取得

4号の譲受人を含む世帯員等が農作業に常時従事すると認められない場合、

5号の農地につき、所有権以外の権限に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者がその土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合。

6号の譲受人又は世帯員が権利取得後において、耕作等の内容、農地等の位置などから、農地を効率的に利用することができない場合、のいずれにも該当しないと思われます。

議長

この件については、1番藤田委員と11番川内推進委員が現地調査を行っておりますので、結果について、

藤田委員、報告をお願いします。

藤田委員 10月8日、川内推進委員と事務局、私の3名で、現地調査を行いました。申請地は、事務局からも説明があったとおり、旧岩野小学校の近くにある農地です。現在は休耕地となっており、所有権移転後は農地として再度利用されるとのことで、特に支障はないと思われます。以上、報告いたします。

議長 ありがとうございます。
ただいまから、質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議案第29号については、全員賛成でございますので、許可と決定いたします。

続いて、議案第30号、農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の意見についてを上程します。

事務局より説明をお願いします。

事務局 10ページをご覧ください。
こちらは、農業経営基盤強化促進法施行規則第14条2項により、農業経営改善計画の適合の是非を農業委員会に意見を聞くこととなっております。今回は、更新が2件です。

●●●●さんについて説明いたします。

営農類型は、水稻、メロン、キュウリです。現在は、水稻が161a、生産量が7,800kgです。作付け面積を300aに増やし、生産量も14,400kgへ向上させます。

メロンですが、現在は13aで生産量が4,000kg。こちらは現

状維持される予定です。
キュウリですが、面積が 14a、生産量 6,000 kgです。こちらも現状維持される予定です。
次に農業所得についてです。
まず水稻についてですが、現在が 942,070 円のところ、5 年後は、作付面積拡大に伴う生産量の増加から、単収 480 kg、所得率 40%で計算して 1,900,800 円となる見込みです。
メロンについては、現在は 1,381,500 円のところ、5 年後は作付面積については現状が維持され、単収 3,000 kg 所得率 45%で計算して 947,700 円となる見込みです。
キュウリは、現在、1,451,400 円のところ、5 年後には、作付面積については現状が維持され、単収 4,300 kg、所得率 45%で計算して 1,219,050 円となる見込みです。
労働時間としましては、現在 2,000 時間、目標は 1,800 時間とします。生産方法・経営管理の合理化の目的ですが、現在は簿記記帳をされていないため、簿記記帳を実施し経営と家計を分離させ、経営状況を把握される予定です。
農業従事の態様等の改善目標ですが、休日制ではないため、休日制の確立を目指します。説明は以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、何か意見はありませんか。

(意見、意義なし)

意見がありませんので、申請のとおり意見決定します。
続いて、事務局より説明をお願いします。

事務局

続いて、●●●●さんについて説明いたします。
営農類型は、水稻、繁殖牛、ナス、飼料稻です。
現在は、水稻が 96a、生産量が 3,200 kgです。目標は作付け面積を 150a に増やし、生産量も 7,200 kgへ向上させます。
繁殖牛については、現在 7 頭、生産量が 5 頭を 5 年後は 12 頭生産量も 10 頭に増やします。
ナスについては、作付面積が 3a、生産量が 2,119 kgで、5 年度も現状維持とする予定です。
飼料稻ですが、作付面積が 267a、生産量が 36,045 kgですが、5 年度は作付面積 300a で生産量を 40,500 kgとする予定です。

次に農業所得についてですが、水稻が現在は 71,400 円ですが、5 年後は、作付面積拡大に伴う生産量の増加から、単収 480 kg、所得率 40% で計算して 950,400 円となる見込みです。

繁殖牛ですが、現在 5 頭で所得が 1,452,000 円のところ 5 年後には、1 頭 500,000 円、所得率 40% で計算し 2,000,000 円に増やす予定です。

ナスについては、現在は 261,085 円ですが、5 年後は、作付面積については現状が維持され、単収 7,064 kg、所得率 40% で計算して 261,085 円の予定です。

飼料稲については、現在は 1,495,200 円ですが、5 年後は、作付面積拡大に伴う生産量の増加から、単収 1,350 kg、所得率 70% で計算して 1,680,000 円となる見込みです。

労働時間としましては、現在 3,000 時間、5 年後は作業効率化し、2,500 時間とすることを目指します。

生産方法・経営管理の合理化の目的ですが、現在は簿記記帳をされていないため、簿記記帳を実施し経営と家計を分離させ、経営状況を把握される予定です。

農業従事の態様等の改善目標ですが、現状が休日を定められておりませんので、休日制の確立を目指しております。

説明は以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、何か意見はありませんか。

(意見、意義なし)

意見がありませんので、申請のとおり意見決定します。

提案した議案は以上のとおりでありますので、第 10 回農業委員会総会を閉会します。

(13 時 54 分)

議長

この議事録は、書記の記載したものでその正確を証するためここに証明する。

議長 那須利八

署名委員 藤原珠美

署名委員 山本広樹